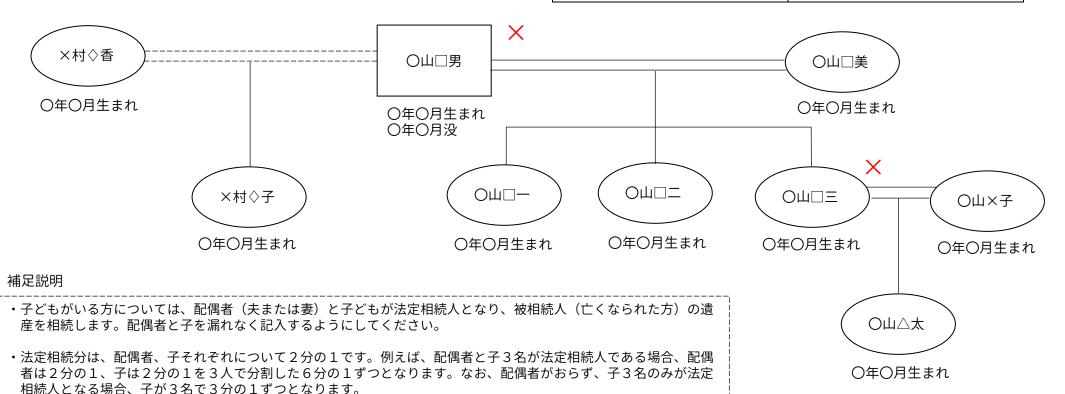
例1 被相続人(亡くなられた方)に子どもがいる場合

記号の使い方(例)

| = | 婚姻(結婚)関係 |
|-----|-----------------|
| === | 以前の婚姻関係(離婚成立済み) |
| X | 既に亡くなった方の目印 |
| | 被相続人(今回亡くなられた方) |
| 0 | 関係者 |



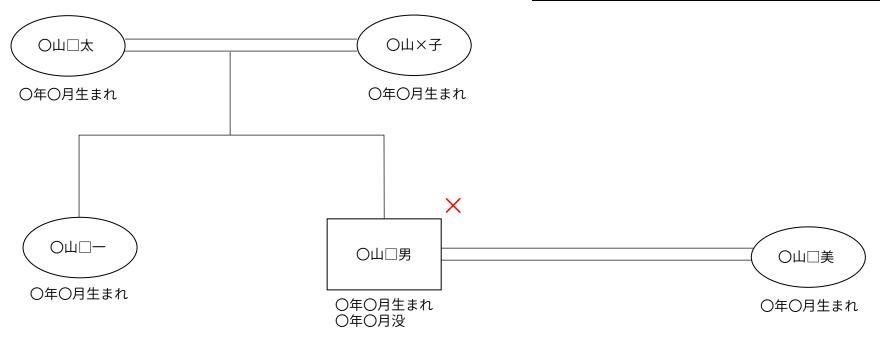
- ・被相続人に離婚歴がある場合、当時の配偶者との間の子も法定相続人となります。当時の配偶者は法定相続人とはなりませんが、弁護士相談の際は、人物関係把握の資料として記載いただくことをお勧めします。
- ・被相続人の配偶者に連れ子(前の配偶者との間に生まれた子)は、法定相続人とはなりませんが、弁護士相談の際 は、人物関係把握の資料として記載いただくことをお勧めします。
- ・法定相続人となる子には、養子(養子縁組をした子)や非嫡出子(認知をした子)が含まれます。
- ・子が被相続人より先に亡くなっている場合、孫やひ孫が法定相続人となります(代襲相続制度)。当てはまる子がいる場合は、孫やひ孫をご記入ください。



例2 被相続人(亡くなられた方)に子どもがいない場合

記号の使い方(例)

| = | 婚姻(結婚)関係 |
|-----|-----------------|
| === | 以前の婚姻関係(離婚成立済み) |
| × | 既に亡くなった方の目印 |
| | 被相続人(今回亡くなられた方) |
| 0 | 関係者 |



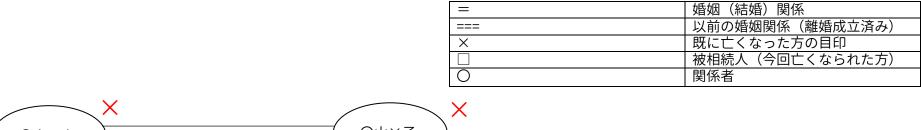
補足説明

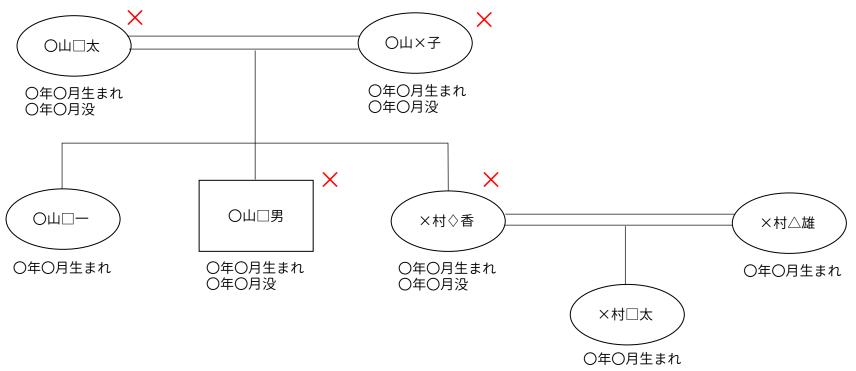
- ・子どもがいない方については、配偶者(夫または妻)と直系尊属(父母、祖父母など親子関係でつながっている方) が法定相続人となり、被相続人(亡くなられた方)の遺産を相続します。配偶者と父母、祖父母などを漏れなく記入 するようにしてください。
- ・法定相続分は、配偶者3分の2、直系尊属3分の1です。例えば、配偶者、被相続人の父、被相続人の母の3名が法 定相続人である場合、配偶者は3分の2、被相続人の父母は3分の1を2人で分割した6分の1ずつとなります。な お、配偶者がおらず、父母のみが法定相続人となる場合、父母2名で2分の1ずつとなります。
- ・法定相続人となるのは、被相続人本人の直系尊属のみです。配偶者の直系尊属は、法定相続人とはなりません。
- ・被相続人が養子である場合、養父母とその親も直系尊属として取り扱われます。



例3 被相続人(亡くなられた方)に子ども、直系尊属がいずれもいない場合

記号の使い方(例)





補足説明

- ・子ども、直系尊属がいずれもいない方については、配偶者(夫または妻)と兄弟姉妹が法定相続人となり、被相続人 (亡くなられた方)の遺産を相続します。配偶者と、被相続人の兄弟姉妹を漏れなく記入するようにしてください。
- ・法定相続分は、配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1です。例えば、配偶者、被相続人の兄、被相続人の妹の3名が法 定相続人である場合、配偶者は4分の3、被相続人の兄と妹は4分の1を2人で分割した8分の1ずつとなります。 なお、配偶者がおらず、兄と妹のみが法定相続人となる場合、兄妹2名で2分の1ずつとなります。
- ・兄弟姉妹が被相続人より先に亡くなっている場合、その子(被相続人の甥、姪)が法定相続人となります(代襲相続制度)。当てはまる甥や姪がいる場合は、ご記入ください。

